

[特許庁委託事業]

模倣品生産ルート解明手法確立調査
報告書

2013年3月

日本貿易振興機構上海事務所

知識産権部

JETRO

第一章 模倣品輸出の現状と対策上の課題

中国発の模倣品の海外への輸出状況については、以前から、各国・地域の税関等が状況を公開している。それらの内容は、世界中に拡散している模倣品の大部分が中国で生産されていることを示唆している。このため、権利者も中国製模倣品の国際流通を重要な問題として捉えており、模倣品の国際流通抑止を目的として、数多くの取組みが行われている。

本章では、模倣品輸出の現状を概観したうえで、特に日系の知的財産権者が模倣品の国際流通に対しどのような問題意識を抱えているかを紹介する。

1. 模倣品の輸出状況

(1) 中国発模倣品の国際流通規模

OECDの発表（「模倣品・海賊版による経済的影響（第2期）」（2009年））によれば、模倣品の貿易被害額（インターネット上の模倣品を除く）は、約2,500億ドル/年と試算されている。中国で製造された模倣品は、近隣の東アジア諸国をはじめ、東南アジアや中近東、中南米など世界中に拡散しているものとされている。

また、「模倣品・海賊版対策の相談業務に関する年次報告」（2011年6月、経済産業省発行）によれば、中国発の模倣品による日系企業の被害状況（2009年実績）は、下表のとおりと試算されている。なお、表中の数値は、特許庁「2010年度模倣被害調査報告書」をもとに作成したものとされている。

販売国・地域	自国/地域内での製造比率	中国製模倣品比率
日本	36.2%	32.9%
中国	63.4%	—
台湾	14.4%	45.6%
韓国	15.9%	36.2%
インドネシア	1.6%	56.9%
タイ	4.2%	52.3%
マレーシア	2.3%	53.3%
シンガポール	1.7%	57.3%
ベトナム	2.6%	59.1%
フィリピン	0.7%	58.4%
インド	1.8%	59.0%
西欧	3.6%	57.7%
東欧	0.6%	69.7%
ロシア	1.2%	69.0%
トルコ	1.0%	59.5%
北米	3.9%	58.4%
中南米	1.3%	65.8%
中東	1.5%	71.4%
アフリカ	0.8%	63.0%
大洋州	0.7%	63.8%

ほとんどの国・地域において、5割以上の比率で中国製の模倣品が出回っている状況となっている。

一方、米国やEU税関における模倣品の差止実績では、この数年間、押収品の7割程度を中国からの貨物が占めている。

	2009年	2010年	2011年
米国	78.5%	66.3%	61.7%
EU	64.4%	84.9%	73.0%

出典：

(EU) REPORT ON EU CUSTOMS ENFORCEMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHT, European Commission Taxation and Customs Union)

(米国) Intellectual Property Rights Seizure Statistics, U.S. Customs and U.S. Immigration and Border Protection Customs Enforcement)

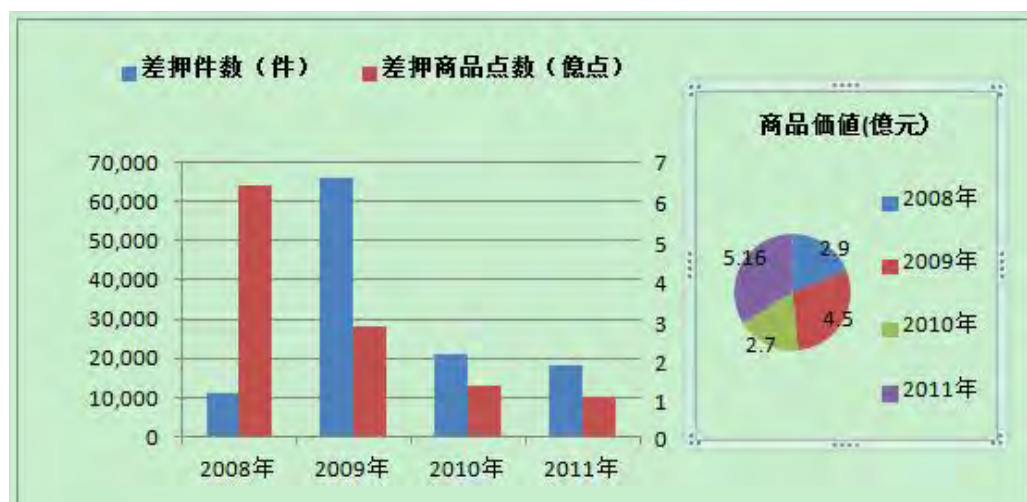
なお、MSRPの試算によれば、2008年の金融危機以降、年々物価が上昇していることを受け、2012年度に押収された模倣品の合計金額は、2011年度に比べ10.4%増加したとされている。

以上から、中国発の模倣品の流通規模は、年間で10数億ドルになることが示唆される(OECD概算値(2,500億ドルの6-7割り程度；下記(2)では1,500億ドルと仮定)。

(2) 中国の輸出量に占める模倣品の割合

中国の貿易額および模倣品の差押実績は、中国税関総署のホームページにて公表されている。それらのデータを比較し、以下に輸出品に占める模倣品の割合を考察する。

図1：2008-2011年 中国税関での差押数量の推移



	差押件数	差押商品点数	商品価値
2008年	11,000件	6.4億点	2.9億元
2009年	66,000件	2.8億点	4.5億元
2010年	21,000件	1.3億点	2.7億元
2011年	18,000件	1.03億点	5.16億元

※中国税関総署公式サイト公表データに基づき作成

上記（1）で言及した、中国発の模倣品の流通規模との関係を踏まえ、2009年の実績をベースに中国の輸出に占める模倣品の割合を試算すると、下表のとおりとなる。

	a. 中国の輸出総額	b. 中国税関差押品の商品価値	c. 中国発模倣品の国際流通量	模倣品の輸出に占める割合 (b+c/a)
2008年	14285.5億ドル	2.9億元	—	—
2009年	12016.7億ドル	4.5億元（約7,223万ドル）	1,500億ドル（仮定）	約12.5%
2010年	15779.3億ドル	2.7億元	—	—
2011年	18986億ドル	5.16億元	—	—

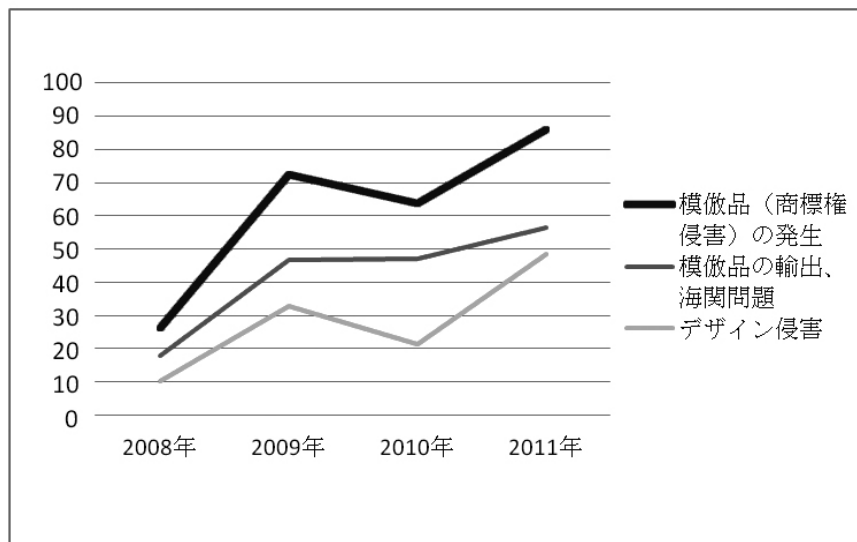
※1ドル=6.23円で計算

あくまで机上の計算ではあるものの、上記の試算によれば、中国製の模倣品は、輸出額全体の12.5%という極めて大きな割合を占めることとなる。

（3）日系企業の問題意識

中国 IPG (Intellectual Property Group) の毎年のアンケート結果によると、日系の権利者は、この数年間、一環して「模倣品の輸出、海関（税関）問題」を中国で最も困っている知財問題の2位に挙げている。

図2：中国における知財問題のうち、最も困っているもの（上位3点の経年推移）



2009年以降は半数以上の回答者が「模倣品の輸出、海関（税関）問題」を問題としており、日系権利者の問題意識の高いことが伺える。

2. 輸出を伴う模倣品の生産拠点解明の困難性

(1) 生産拠点解明の必要性

日系企業は、中国での模倣品対策において、多くの場合、個別の模倣品案件が見つかった段階で、行政摘発ないし侵害訴訟を行うという対処療法的な対応していた。しかし、店舗のように比較的模倣品の発見が容易な対象への権利行使は、費用対効果の低いことが多いため、比較的在庫が多く、模倣行為の主体をなすことの多い生産拠点を如何に発見し権利行使するかが、日系企業の課題の1つとなっている。

一方、近年では、模倣業者の集団化傾向が認められ、いわゆる模倣品の製造流通ネットワーク・首謀者の存在が示唆されている。その実態を解明することは、模倣対策の戦略性を高めるとともに、対策の効果上昇、すなわち、大規模模倣業者や首謀者への打撃強化等につながるものと期待されている。例えば、下流の店舗等から上流までの全体情報を確認した上で、どのポイントを叩くことが効果的であるかなどの検討を行うが求められており、そのためには、模倣品の流通実態、ネットワークの実態を確認する調査手段の確立が必要となる。

(2) 解明における課題

従来一般的に用いられてきた調査方法では、製造拠点の解明に至らない場合も多い。調査手段と調査が不成功に終わった理由との関係として、例えば下表の事項を挙げることができる。

調査手段	失敗理由
販売業者の調査（聞取調査など）	●販売業者からの情報提供不足 ●相手方の警戒心
運送会社の調査（聞取調査など）	●運送業者からの情報提供不足 ●ネットワークの他の当事者への情報漏洩 （調査が進められている事実の漏洩）
下流業者への摘発を通じた関連情報 の収集	●摘発時点での出荷伝票の不存在など
協力者の利用	●情報の信憑性が低いことが多い

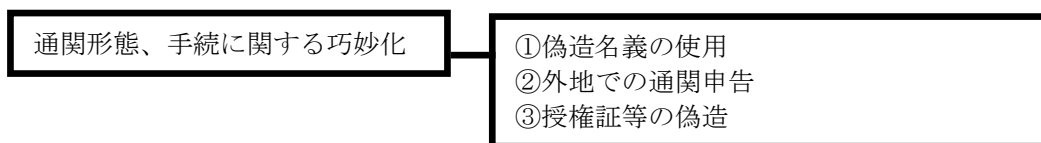
こうした状況を受け、最近になって、上流の模倣業者探索や模倣ネットワークを解明するための調査手段を構築する試みがなされており、一定の成果をおさめている。例えば、途中段階ではあるものの、「ベアリングにおける模倣業者ネットワーク調査」（日本貿易振興機構；2012年3月発行）にはベアリング業界での取り組みが紹介されている。

（3）輸出を伴う模倣品の生産拠点の解明

上記のとおり、輸出を伴う模倣行為には対策の必要性の高いものが多いが、従来大多数のケースにおいて、生産拠点の解明まではなされておらず、税関での差止で事件が終了している。主な理由は、①輸出を伴う模倣行為の当事者にかかる情報収集が困難であること、②模倣業者による税関申告関連書類への虚偽表示等巧妙な手口が横行しており、当該模倣業者の特定が困難なことなどが挙げられる。

■模倣品輸出手口の巧妙化

近年、模倣品の輸出手口についても巧妙化が指摘されている。巧妙化手口の中には例えば次のようなものが存在している。



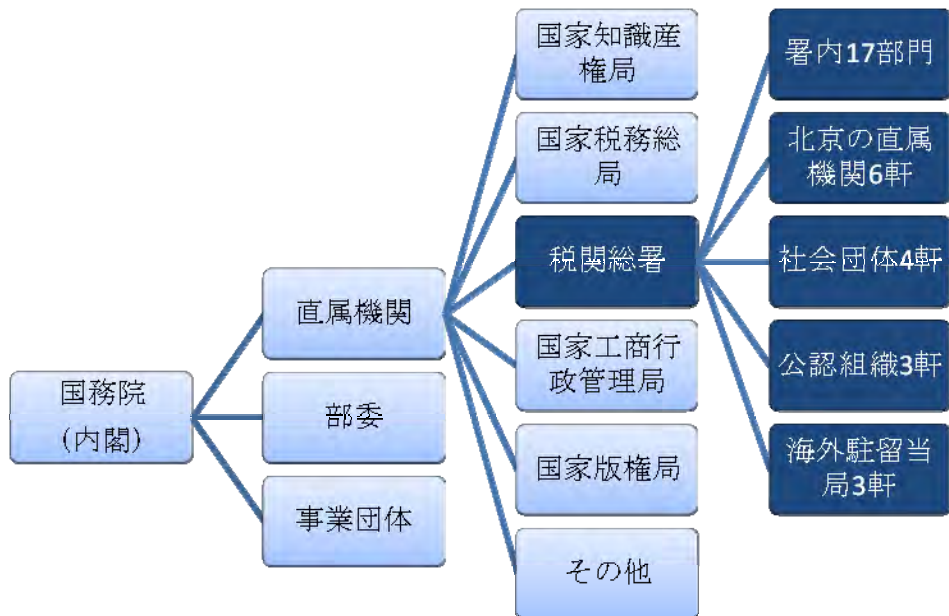
税関によるホワイトリストとブラックリスト登録制度の採用以降、地方税関は、リストに掲載されたライセンス情報等に基づき、許諾を受けていないと想定される事業者の貨物を差し止めている。差押えられた貨物について、輸出業者や製造業者の情報などが記載されていることもあるが、模倣業者が生産拠点の偽情報を提供するなど、模倣品の生産拠点特定が困難な場合も多い。

また、巧妙化により、模倣業者自身の隠蔽性が高まったことで、模倣ネットワークや生産拠点の特定が困難となり、模倣品製造業者への直接的な打撃を与えることが困難な状況となっている。このため、権利者は地方税関への輸出業者の情報提供を求めるなど、更なる情報収集をはかることが求められる。

<参考>中国税関の概要

中国の税関総署は中国国務院の直接管轄機関であり、全国の税関を管理している。税関総署は署内 17 部門、北京の直属機関 6 軒を設置し、社会团体 4 軒を管理している（社会团体：税関学会、申告協会、港協会および保税区輸出加工区協会）。また、公認組織として中国の中央規律検査委員会、観察部が税関総署に駐留している。さらに、欧州連合（EU）、ロシアと米国の税関当局に駐留している。

図 3 中国税関の所属関係図



中国税関総署の中国国内における直属税関当局は合計 46 軒（広東分署、天津、上海事務所、及び直属税関当局 41 軒、税関学校 2 軒）、隷属税関と事務所は 600 軒、通関監視所は約 4,000 軒ある。中国税関では合計約 5 万人が勤務している（税関密輸警察を含む）。

図 4 中国税関総署と各地の税関当局の分布図



3. 模倣品輸出に関する情報取得の手段

模倣品輸出に関する情報の中で、生産業者の特定に有用なものとしては、貨物の所有者および輸出業者の名称・所在地が挙げられる。一般的には、輸出業者の情報が比較的入手し易い（虚偽の場合もある）。情報の取得手段は3つに大別できる。

- 税関からの情報入手：税関差止め時の情報提供等
- 諸外国での摘発等で入手した情報からの取得
- 中国内での摘発等で入手した情報からの取得

以下にそれぞれの手段について、具体的な情報の内容等を紹介する。

(1) 税関からの情報入手

税関は、水際で差し押さえた模倣業者の通関票等に記入された関連の情報を保有している。例えば、荷送人（名称、住所）、受取人（名称、住所）、仕向国名、申告商品名、申告金額等が存在している。しかし、これらの情報の権利者への提供は必ず行われるものとはいえないため、権利者は税関との良好な関係構築を通じ、当該情報の入手に努める必要がある。

より具体的には税関の有する情報には、次のものが存在している。

①知的財産権状況確認通知書への記載事項

税関が通関貨物から権利侵害品を発見した場合、その権利を登録した権利者へ「知的財産権状況確認通知書」を送付する。権利者はこの通知書の届いた日から3営業日以内に貨物の真偽を判別し、税関に差止め或いは通関リリースの返事をする。本通知書の中には、次の情報が記載されている。

- ・権利侵害品の情報（商品名、数量、価値など）
- ・輸出申告者
- ・侵害された知的財産権
- ・仕向地

<知的財産権状況確認通知書の例>

确认知识产权侵权状况通知书

輸出申告者
権利侵害品の情報
(商品名、数量、価値など)
侵害された知的財産権
仕向地


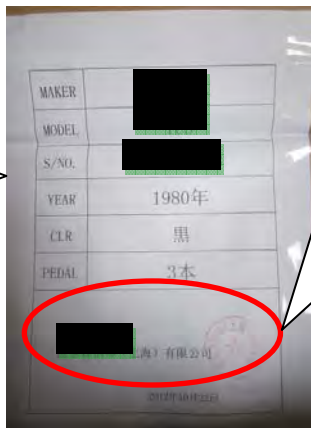
[REDACTED] 株式会社：
 上海外港海关于近日查获 [REDACTED] 进出口有限公司以
 修理物品方式申报出口日本 [REDACTED] 立式旧钢琴 4 台，申报价值
899600 日元，商品上标有 [REDACTED] 标识，涉嫌侵犯你单位
在总署备案的知识产权。根据《中华人民共和国知识产权海关保护条例》第十六条之规定，请你司于本通知送达之日起三个
 工作日之内确认该批货物是否侵权并决定是否请求海关扣留货物。逾期，海关将放行有关货物。
 根据《中华人民共和国知识产权海关保护条例》第十六
 条之规定，如你司确认该批货物侵权并请求海关扣留货物
 的，请于本通知送达之日起三个工作日之内，向海关提交价
 值人民币 37000 元的担保。逾期，海关将放行有关货物。

知的財産権状況確認通知書に記載されている貿易会社の会社名を端緒として、生産拠点を探り出すことができる場合もある。

②権利侵害品の写真

税関の提供する権利侵害疑義品の写真から、製造業者などの情報を入手できる場合がある（税関が権利侵害品の写真を提供しない場合もある）。疑義品の鑑定等のため写真を撮影する場合には、代理人等に、製造業者の名称等が見えるよう撮影を依頼することも情報入手の一手段として想定できる。

<権利侵害品写真の例>

税関で撮影した権利侵害疑義品。商品包装箱に貼り付けた紙に、製造業者の会社名を記載。

MAKER	[REDACTED]
MODEL	[REDACTED]
S/NO.	[REDACTED]
YEAR	1980年
CLR	黒
PEDAL	3本
[REDACTED] 株式会社	

製造業者の名称等より、模倣業者の生産拠点を発見できる場合がある。

③税関輸出申告書

税関での写真撮影の際に、税関が差止めた権利侵害疑義品の輸出申告書の開示を要求することができる。この輸出申告書から、仕向国の届け先情報（会社名、住所、電話番号など）を入手することができる。しかし、輸出申告書を開示しない地方税関も数多く存在している。

<税関輸出申告書の例>

MARK	DESCRIPTION OF GOODS	QUANTITY N/	WEIGHT G/	WEIGHT
N/M	24 UNITS USED UPRIGHT & GRANDPIANOS & 1 BOX (LEG PED)			
	(MAKER) (MODEL) (S.NO.) (YEAR) (CLR) (PEDAL)			
21	#3349273 1982 W 3	1 UNIT	250 KGS	252 KGS
22	#2112686 1992 B 3	1 UNIT	220 KGS	222 KGS
23	#1499207 1984 M 3	1 UNIT	250 KGS	252 KGS
24	#22925 1934 B 2	1 UNIT	310 KGS	340 KGS
	STANDARD ACCESSOR(LEG PEDAL)	1 BOX	20 KGS	30 KGS
TOTAL:			1,050 KGS	1,096 KG

(2) 諸外国での摘発等で入手した情報

海外の税関や内地での摘発等情報の中には、中国の生産者情報等、中国での模倣対策に有用な情報が含まれていることもある。権利者は、それらの中から、輸出を伴う模倣行為の当事者に関わる情報を取得することができる。外国の処罰決定書等に記載される情報は各国で異なるが、一般的には次のような情報が含まれている。

<多くの国・地域で提供される情報>

- ・ 輸入日
- ・ 輸入港
- ・ 侵害品情報：差止品の品目／数量
- ・ 出荷国
- ・ 輸入者情報：輸入者名／住所

<一部の国・地域で提供される情報>

- ・ 出荷港
- ・ 輸出者情報：輸出者名／住所

(3) 中国内での摘発等で入手した情報

国内の摘発案件においても、ときに輸出を含む模倣行為の情報が処罰決定書等に記載されることがある。それらの書類の内容を精査することは、通常の場合のみならず、模倣者のネットワーク解明にも有効な場合がある。

义乌市工商行政管理局 行政处罚决定书

义工商检字[2009]第 48 号

当事人：SHIN IGOR；男；42 岁；国籍：俄罗斯；护照号码：

现住址：义乌市现代公寓 电话：

2008 年 9 月 22 日根据群众举报，我局执法人员在义乌市国际物流中心 2 幢 8 号检查发现当事人 SHIN IGOR 涉嫌经销侵犯他人注册商标专用权的墨盒，经报局长同意予以立案调查。

经查明：当事人从慈溪（具体地址与联系方式不详）购进了侵犯第 3375953 号注册商标专用权的墨盒 15 箱（77 盒/箱），其中型号为：T0811、T0812、T0813、T0814、T0815、T0816 的墨盒 10 箱（77 盒/箱），型号为 T0481、T0482、T0483、T0484、T0485、T0486 的墨盒 5 箱（77 盒/箱），其市场价是 40 元/盒。当事人经销侵犯他人注册专用权的墨盒共计非法经营额 46200 元，无非法所得。案发后，当事人购进的侵犯第 3375953 号注册商标专用权的墨盒 15 箱已全部被我局经检大队扣留在案。

处罚决定书等から入手可能性のある情報

- ・当事者（企業、個人）
- ・当事者の中には、国内外の輸出入関連業者、当該業者との関係を有する製造業者の情報が含まれることもあり

（4）模倣品輸出の情報取得に関する課題

以上のようないくつかの入手手段を通じて得られる情報としては、一般に輸出業者（貿易業者）の情報が多い。生産拠点に関する情報が得られた場合には、直接当該拠点を叩くことも可能であるが、輸出業者の場合には、その後上流を突き止めるための調査を行う必要が生じるところ、輸出業者から上流に遡った調査に関する情報は従来ほとんど存在していない。

その主な理由の 1 つとして、輸出業者から上流の業者を突き止めるための調査手段が確立されていない点が挙げられる。すなわち、輸出業者の情報から上流業者を発見する調査手段の構築は、輸出を含む模倣行為への対策において、重要な解決すべき課題となっている。ここで、調査の各ステップにおける手法としては、次のものが挙げられる。これらの各手段を如何に組み合わせて調査を成功させるかが具体的な検討課題となる。

カテゴリー	具体的方法
1. 各種検索	①インターネット検索
	②行政機関での登記情報サーチ
	③商標検索
2. 通信調査	④電話調査
	⑤電子メール調査
	⑥チャット調査
3. 訪問調査	⑦施設視察（訪問調査）
	⑧施設（関係者）への聞き込み
	⑨上流への電話の誘導
4. 関連業者の有効活用	⑩物流業者からの情報収集
	⑪商標事務所等への聞き込み
5. 店外モニタリング	⑫張り込み

	⑬関係者の尾行
	⑭トラック等輸送手段の尾行
	⑮商品を取りに向かわせて尾行
6. 内部告発	⑯従業員の買収
	⑰関係者の買収
	⑱潜入調査
7. 外圧	⑲行政当局による圧力
	⑳警告状
	▮ 訴訟
8. その他	▮ 試し買い
	▮ 郵便配達員等への偽装
	▮ 通信記録検索
	▮ その他

なお、税関から権利者への情報提供は多くの場合任意であるので、権利者は次のような事項により日頃から税関の業務に協力し、税関からの情報提供の意欲を喚起することが望ましい。

- 定期／不定期での税関向け情報提供（リスク情報、ブラックリスト、個別案件情報等；個別訪問、セミナー開催等）
- ホワイトリストの登録および継続的なメンテナンス

4. 典型的な成功事例

上記3. に紹介した各種情報から、輸出品の製造者を特定することも可能である。ここでは、成功事例の1つとして、外国での差し押さえ時に得た情報から中国国内の生産拠点を探し出し、摘発を成功させた事例を紹介する。

(1) 事例の概要

日時	2012年8月	商品	ミシン
案件所在地	浙江省杭州市蕭山区		
案件概要	2012年8月9日、権利者はアラブ首長国連邦国の税関よりミシン模倣品の製造元A社の英語会社名と英語住所の情報を入手した。 権利者は当該情報を手がかりとして、模倣品の調査会社を通じ製造元A社を特定し、多量の模倣品在庫が存在することを確認した。 2012年8月31日、製造元A社への取締りが成功した。		
主な手がかり	製造元A社の英語会社名および英語住所		
調査に用いた手法	①インターネット上での検索 ②行政機関での登記情報のサーチ ③商標検索 ④電話調査 ⑤施設視察（訪問調査） ⑥その他（輸出入ライセンス調査）		

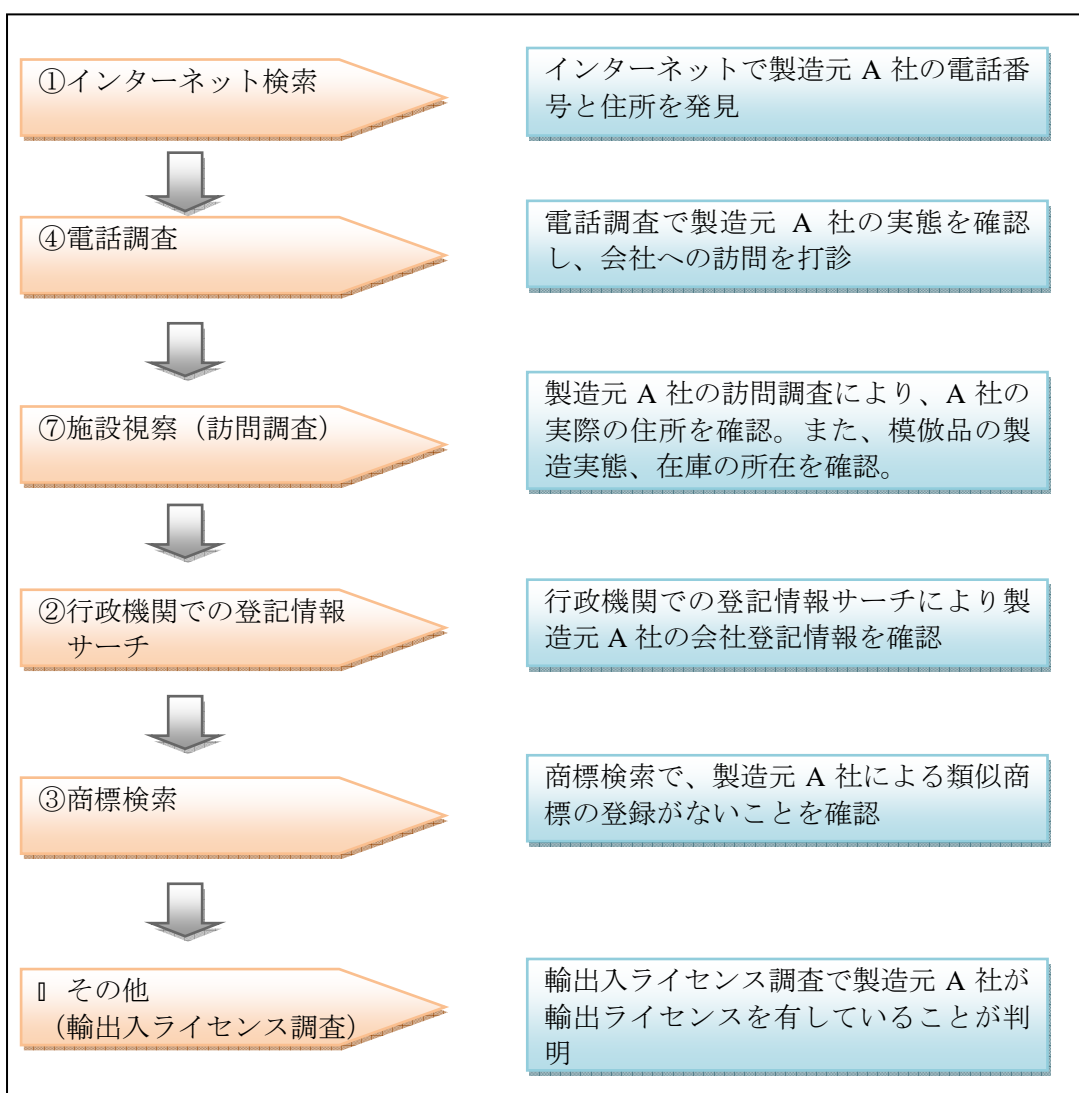
(2) 詳細

■用いられた調査方法

模倣品の調査会社を通じて実施した調査部分では、下表の方法を調査手段として採用した。

カテゴリー	具体的方法	用いられた方法
1. 各種検索	①インターネット検索	●
	②行政機関での登記情報サーチ	●
	③商標検索	●
2. 通信調査	④電話調査	●
	⑤電子メール調査	—
	⑥チャット調査	—
3. 訪問調査	⑦施設視察（訪問調査）	●
	⑧施設（関係者）への聞き込み	—
	⑨上流への電話の誘導	—
4. 関連業者の有効活用	—	—
5. 店外モニタリング	—	—
6. 内部告発	—	—
7. 外圧	—	—
8. その他	▮ 試し買い	—
	▮ 郵便配達員等への偽装	—
	▮ 通信記録検索	—
	▮ その他	●

■調査の流れ



（3）ポイント

本件は、入手された情報が直接製造者を特定できるものであり、また虚偽の情報も存在せず、調査への支障が比較的少ないケースであったため、際立った成功ポイントは特定し難い。インターネット、電話、訪問の通常手順を用い、だんだんと模倣業者に接近する際に、A 社からの疑念を抱かれないよう配慮した点と、海外税関の情報を権利者が適切に活用したことが、成功に至った主なポイントと考えられる。

[特許庁委託事業]

模倣品生産ルート解明手法確立調査報告書

[発行]

日本貿易振興機構上海事務所 知識産権部

T E L : 021-6270-0489

F A X : 021-6270-0499

[執筆協力]

上海博邦知識産権服務有限公司

2013年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構上海事務所知識産権部が2013年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは執筆協力者および当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。